

第一章 総則

第1条 日本超音波検査学会の組織運営は、会則およびこの規程の定めるところによる。

第二章 役員を選任と役務

第2条 この学会の役員を選任は、会則および役員選任規程の定めるところによる。役員は地区より選出、選任されるが、選出された地区に特化した役務を行うものではない。

第三章 理事会、三役会および委員会

第3条 この学会は、会務の執行機関として理事会をおく。

第4条 理事会は、理事をもって構成する。ただし必要に応じて理事以外の会員の出席を求め、意見を聞くことができる。

第5条 理事会は、理事相互の調整を行い定期的を開催する。ただし理事長が必要と認めるときまたは、理事の半数以上から請求があったときには臨時開催することができる。

第6条 この学会は、緊急を要する事項を協議、決裁するために三役会を置く。

1. 三役会は、理事長、副理事長、総務委員長および財務委員長をもって構成する。
2. 三役会は、必要最小限度の緊急性をおびた内容にのみ決裁する。
3. 三役会は、必要に応じて関係理事の意見を聞くことができる。

第7条 この学会は、組織運営のために次の委員会を置く。

1. 選挙管理委員会、役員推薦委員会
2. 各種専門委員会

第8条 選挙管理委員会および役員推薦委員会は、会則第四章の役員選出につとめる。委員の構成、任務および運営については、役員選任規程に定める。

第9条 専門委員会は、諮問委員会および実務委員会とする。

1. 諮問委員会は、理事長の諮問事項を審議または調査し、この結果を答申する。
2. 実務委員会は、事業目的を達成するための実務を行う。
3. 委員会は、常設および臨時委員会に区分する。
4. 委員会の定数、任期および委員の選出は理事会において審議し理事長が委嘱する。
5. 委員会には、理事長の指名により委員長および副委員長をおく。
6. 委員会は、委員長が召集する。
7. その他委員会に必要な事項は、理事会において決定する。

第10条 この学会は、次の実務委員会を置き各条の事務を司る。

1. 地方会委員会
2. 学術委員会
3. 編集委員会
4. 標準化委員会
5. IT委員会
6. HP教育委員会
7. 総務委員会
8. 財務委員会

第11条 地方会委員会においては、次の事務を司る。

1. 地方分権、地方会活動に関する事
2. 地区会員との連絡に関する事
3. その他、地方会に関する事

第12条 学術委員会においては、次の事務を司る。

1. 講習会の開催に関する事
2. 生涯教育に関する事
3. その他、学術に関する事

第13条 編集委員会においては、次の事務を司る。

1. 機関誌の編集と発行に関する事
2. 会員名簿に関する事
3. 内外文献および刊行物に関する事
4. その他、編集に関する事

第14条 標準化委員会においては、次の事務を司る。

1. 精度管理に関する調査
2. 超音波検査に関する標準化の調査
3. その他、標準化に関する事

第15条 IT委員会においては、次の事務を司る。

1. 情報化時代への対応
2. ホームページの管理・運営
3. その他、ITに関する事

第16条 HP教育委員会においては、次の事務を司る。

1. ホームページを通じた会員への教育サービスに関する事
2. 生涯教育に関する事

第17条 総務委員会においては、次の事務を司る。

1. 会務の報告に関する事
2. 文書の受発信に関する事
3. 会議および議事録に関する事
4. 会員の動向に関する事
5. 顕彰に関する事
6. 内外医療、学術団体との交流に関する事
7. 前各号に掲げるもののほか、他の主管に属さないもの

第18条 財務委員会においては、次の事務を司る。

1. 毎月の経理状況に関する事
2. 収支決算書の作成に関する事
3. 年度収支予算の編成に関する事
4. 会計簿および備品管理簿の作成保持に関する事
5. 現金の保管出納に関する事
6. 財政の確立に関する事
7. その他、会計に関する事

第四章 評議員会

第 19 条 評議員は評議員会を組織し、理事長の諮問に応じて重要事項を審議する。

第 20 条 評議員会は、理事長が招集し年 1 回以上開催する。

第五章 補則

第 21 条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

この規程は、平成 20 年 6 月 16 日より施行する。